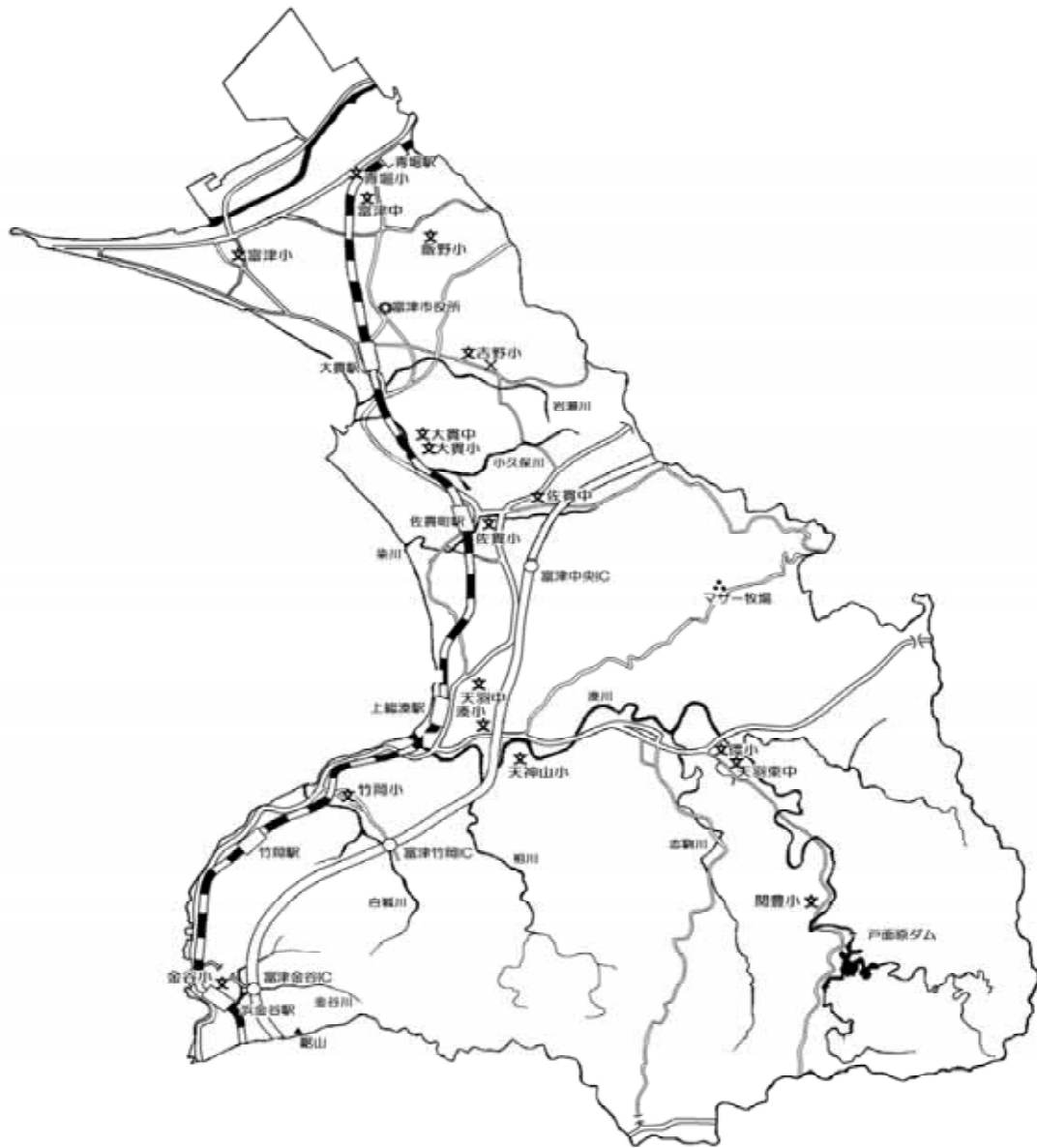


富津市小中学校統廃合等に関する提言書

－ 適正規模・適正配置について －



平成20年8月

富津市小中学校統廃合等検討懇談会

目 次

はじめに

1 . 児童・生徒数の現状	2
2 . 児童・生徒数の将来予測	3
3 . 小規模校のメリット、デメリット	4
4 . 適正規模	5
5 . 適正配置	7
6 . 統合の影響	9
7 . 富津市学校統廃合総合計画	11
8 . 付帯事項	12
9 . 既存校舎・跡地	15

おわりに

資料	富津市小中学校統廃合等検討懇談会設置要綱	17
資料	富津市小中学校統廃合等検討懇談会委員名簿	19
資料	懇談会の経過	20
資料	児童・生徒数推移	21
資料	児童・生徒数の今後の見込み	23

はじめに

平成18年12月に、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、理念が明らかにされ、平成19年3月10日には中央教育審議会（文部科学省の諮問機関）の答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」が取りまとめられました。

これらを踏まえ、政府が国会に提出した教育3法案は、100時間を超える国会審議を経て、6月20日に可決・成立、同月27日に公布されました。新学習指導要領は一部前倒しで実施されようとしています。社会の急激な変化に合わせ、今、教育も大きく変わることを求められています。

このような中、平成20年5月1日現在の富津市の児童・生徒数は、3,704名で、ピーク時の昭和57年の児童生徒数8,405名と比べると、4,701名、55.93%減少しており、1学年1学級が維持できない複式学級も増えつつあります。少子化の進行する中で富津市内小中学校における適正規模・適正配置による教育の充実は重要な課題となっているところです。

富津市教育委員会は、この問題に関し公募を含む14名の委員で構成された「富津市小中学校統廃合等検討懇談会」に対し、これからの学校適正規模・適正配置についての意見提言を委ねました。

本懇談会では、これを受け平成19年度において7回、平成20年度に2回の会議を開催し、子ども達にとってより良い教育環境を提供するにはどうあるべきか検討して、本提言書をまとめました。

この「提言書」が保護者や学校関係者だけでなく、多くの市民の皆さんが教育についてともに考えるきっかけとなり、富津市の将来を担う子ども達の教育環境の向上につながることを願ってやみません。

富津市小中学校統廃合等検討懇談会

1 . 児童・生徒数の現状

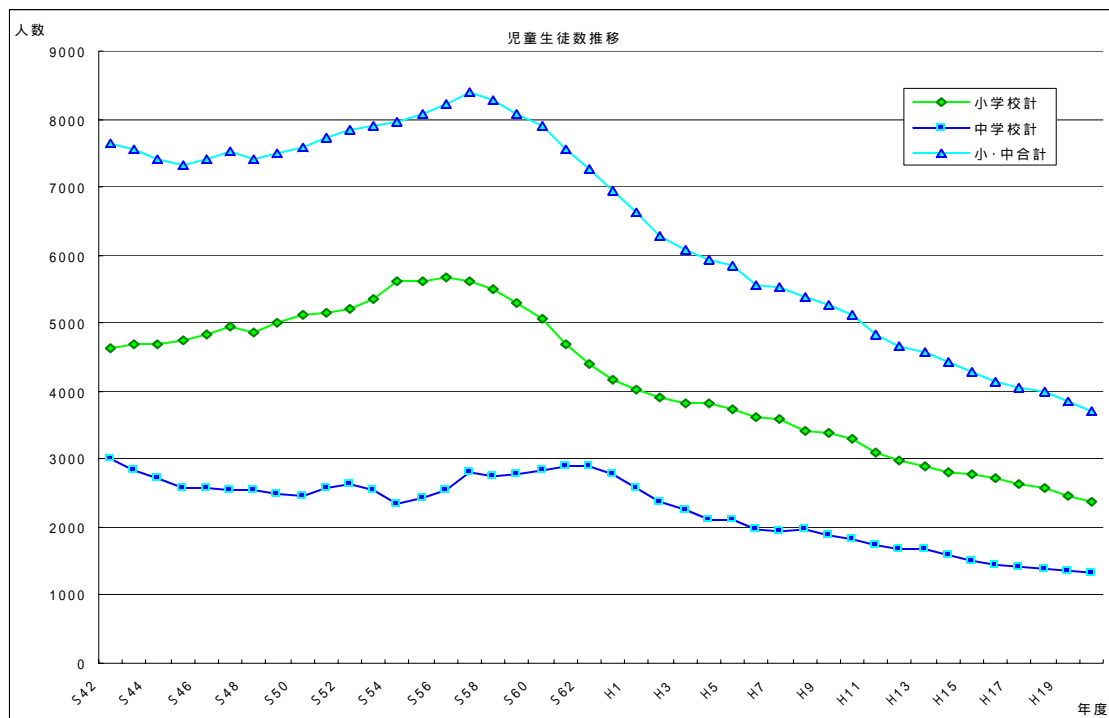
(参照：資料)

平成20年5月1日現在

学校数	小学校12校	中学校5校
児童数	2,385名	
生徒数	1,319名	
合計	3,704名	

小学校は、昭和56年の5,664名をピークに3,279名、57.89%の減、中学校は、昭和42年の3,005名をピークに1,686名、56.11%の減である。

小・中学校合計では、昭和57年の8,405名がピークになっている。

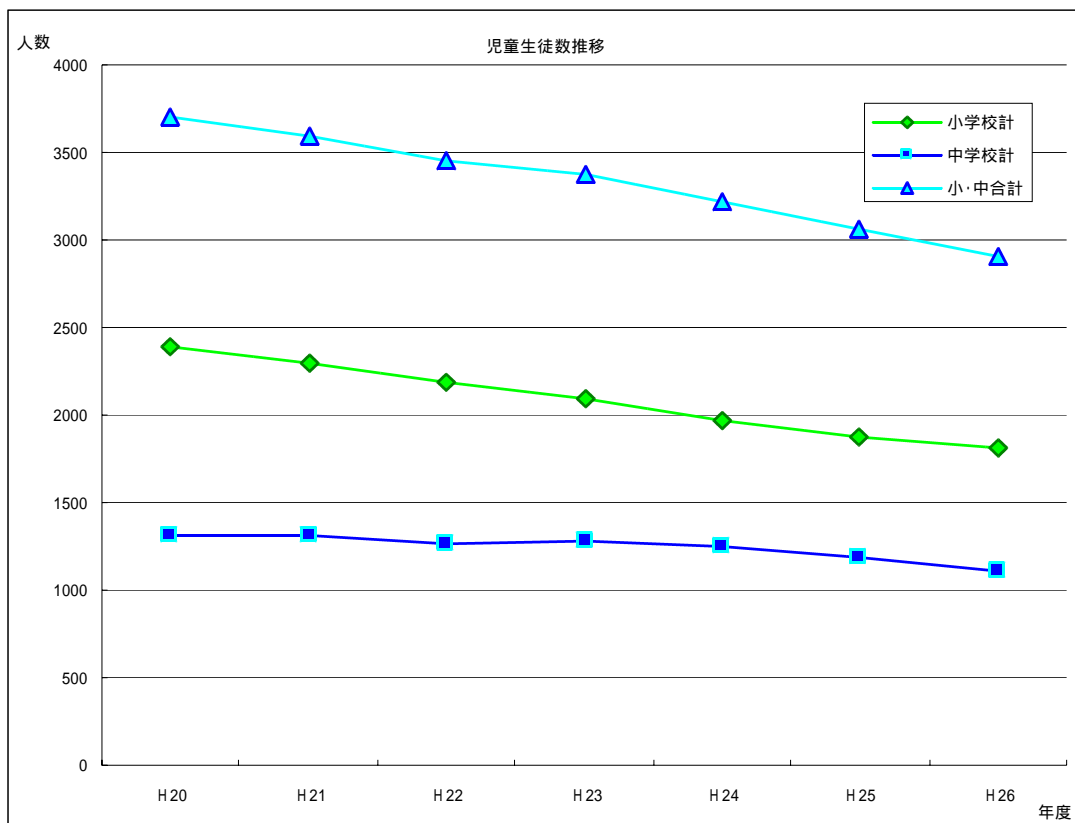


2 . 児 童 ・ 生 徒 数 の 将 来 予 測

(参 照 : 資 料)

平成26年には、児童数1,808名、生徒数1,103名、合計2,911名が予測され、20年5月と比較すると児童数で577人(24.19%)、生徒数で216名(16.38%)、合計793人(21.41%)と大きく減少が見込まれる。

少子化が全国的に言われ久しいが、富津市においても人口増の要因は見当たらない。当然のこととしてクラス数も減少し、クラス替え、団体スポーツなどにも影響が出てくるのは明らかである。教育環境の後退に対してこのまま手をこまねているのは問題である。



3 . 小規模校のメリット、デメリット

小規模校では、教育課程の中で少人数を生かしたきめ細かな指導を児童・生徒一人ひとりの実態に応じて展開しているが、こうした小規模校のメリット・デメリットをまとめてみた。

	《メリット》	《デメリット》
全体的な傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員が全児童・生徒に直接指導にあたる機会も多く、家庭的な雰囲気である。 ・全児童・生徒で統一した活動が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的な雰囲気が時には馴れ合いとなり、競争心が育ちにくい面もある。 ・交流活動を行う必要があり、時間的なロスと職員の負担が大きくなる。
学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事と地域との連携がとりやすい。 ・密度の高い取り組みとなり、児童・生徒一人ひとりの存在感、達成感がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域及び他校との連携・交流が不可欠な行事が多く、運営が難しい面がある。 ・児童・生徒の活動範囲が広く、過度の負担となりやすい傾向がある。
教科指導等	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導に比較的多くの時間がとれる。 ・読み聞かせ、読書指導等が全校で継続的に取り組むことが可能である。 ・能力差に応じた学習指導ができ、徹底したスキル学習が可能である。 ・校外での観察や体験を取り入れ、多様な指導方法を取り入れることが可能である。 ・個を生かす指導で全校音楽等が可能である。 ・全校での道徳指導も可能であり生活目標と歩調を合わせることが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の多様な考え方を生かした授業展開が難しい面もある。 ・同学年の児童・生徒間での話し合い活動が成立しづらく、コミュニケーション能力の向上が図れない面もある。 ・合唱等は学級・全校ともに成立しづらい面もある。 ・複式学級では、交互の指導になるため児童・生徒の学習への集中力を途絶えさせてしまう場面もある。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・職員数が少なく学校教育計画、年間指導計画等の立案のための負担が大きくなる。

4 . 適 正 規 模

学校教育法施行規則第17条及び第55条に、小中学校の「学級数は12学級以上18学級以下を標準とする」とある。小学校では各学年2～3学級、中学校では4～6学級で構成される学校が標準ということになる。

富津市内の小中学校のうち、標準とされる12～18学級(特別支援学級を除く)の範囲にある学校は、小学校2校、中学校では1校のみである。その他の学校はすべて11学級以下であり、規定の範囲を超える19学級以上の学校は小中ともに1校もない。

標準学級数(12～18学級)から構成される小学校は児童数が246人～720人、中学校は生徒数が363人～720人の範囲の学校となる。

この児童生徒数を適正規模と考えて富津市にあてはめてみると、小学校では4校から10校、中学校では2校から4校あればよいということになる。

教育面からみると、小規模校では一人ひとりの子どもに教師の目が行きとどき、個性に応じたきめ細かな指導が可能である反面、子ども同士の切磋琢磨の機会が減少することや、音楽の合唱・合奏、体育の球技などでは十分な教育効果が得られない場面があることも考えられる。

富津市における学校の統廃合は、「生きる力を育む教育と文化の香るまち」を目指し、市の将来を担う子どもたちに、より充実した教育環境を提供するという基本姿勢で検討しなければならない。したがって、教育予算削減のため等の理由からではなく、教育水準を維持向上し、学校が地域に開かれ・地域と共に歩む等、自信と誇りに満ちた学校づくりの観点で推進していくことが基本となると考える。

本懇談会では、現状と課題を踏まえ、学校適正規模を以下のように考える。

小学校

学級数

・ 各学年 1 学級以上 = 全校で 6 学級以上

児童数

・ 1 学級 20 人以上

小規模校の利点として確かに個々に応じたきめ細かな指導が展開できることはある。しかし、複式学級では学級担任が二つの学年の児童に同時に授業を展開することとなる。「学年 1 学級以上」とは複式学級が避けられるという条件であり、「1 学級 20 人以上」とは児童の切磋琢磨の機会や音楽や体育などの活動の充実には、ある一定数以上の児童数が望まれるということである。

中学校

学級数

・ 各学年 2 学級以上 = 全校で 6 学級以上

生徒数

・ 1 学級 30 人以上

小規模校でも、その家庭的な雰囲気により、友達との良好な人間関係を形成し、集団の中での自己有用感・存在感等を感じ、学習や部活動に意欲的に取り組む生徒も多い。しかし、友達との切磋琢磨により困難に立ち向かう強い意志を培う場面はやや少なくなることも考えられる。「学年 2 学級以上」とはクラス替えが可能となることであり、「1 学級 30 人以上」とは多感な青春時代を生きる中学生にとり、より多様な人間関係の中で互いに心と身体を磨き育まれることが必要と考えるということである。

5 . 適 正 配 置

適正配置を行う手法としては、通学区域の変更と統廃合の二通りが考えられるが、ここでの適正配置は、富津市の地域性を考えて、後者の統廃合による適正配置を検討した。

法律上

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
・第4条第2項

通学距離が、小学校にあつては概ね4キロメートル以内、
中学校にあつては概ね6キロメートル以内であること。

通学方法

現在の通学方法は、小学校は、徒歩・自転車・スクールバス・路線バス、中学校では、徒歩・自転車・スクールバス・電車・路線バスと多岐にわたっており、最長で14.7キロメートルの長距離通学者（中学生）がいる。

適正配置の検討の中では、現在の最遠通学距離を考慮しながら、通学する子ども達の「安全」「体力」等の負担をできる限り小さくしなければならない。そのためには、

- ・スクールバス
- ・通学タクシー
- ・自転車
- ・電車
- ・路線バス等

の交通手段が考えられる。

スクールバスは、登下校時刻が制約される面もあるが、安全面は十分確保される。通学タクシーは、少人数の場合に考えられるがスクールバスよりも経費が抑えられる場合に限定されてくるであろう。

自転車通学は、費用負担も少なくヘルメットの助成制度もあり中学生には有効な通学手段の一つにあげられるが、天候による制約や、交通事故等の不安が残る。電車や路線バスについては、運行時間による制約、駅や停留所からの徒歩通学の距離の問題もあるが安全面での問題は少ないと思われる。

小学校の現状

環小学校、天神山小学校でスクールバス。
富津小学校、佐貫小学校の一部地域で路線バス。
大貫小学校の一部地域で自転車。
他の学校は徒歩通学になっている。

中学校の現状

天羽東中学校でスクールバス及び路線バスを利用。
天羽中学校では、電車、路線バス。
富津中学校の一部地域で路線バス。
中学校全校（5校）で自転車通学、徒歩通学。

適正配置の結論

通学距離は、交通手段によって差も出てくるが、現状で14キロメートルを超える生徒がいること等、総合的に判断した結果、富津市の地域性を考慮し、小学校では、「8キロメートル程度」、中学校では「15キロメートル程度」を通学距離とする学校配置が適正であると考える。

6 . 統 合 の 影 響

子どもへの影響

良い影響としてみれば、複式学級の解消、友達が増える、団体スポーツや集団行動が可能、2 クラス以上であるとクラス替えが可能等が挙げられる。反面、統合により、個性のある子どもとの出会いにより意見の対立など人間関係の構築に時間がかかる等が挙げられるが、これは見方を変えれば人格形成の上で必要なことであり、今までに体験できなかったことが可能になりプラス要因とみることもできる。

教師への影響

学区拡大に伴い学校行事の再検討、子ども達の地域行事への参加の配慮や登下校の安全確保など指導上の負担増加が考えられる。

学区への影響

通学区域が拡大するため、当然のこととして通学距離が延びる。通学上の安全確保のためにも長距離が予想される場合はスクールバス等の交通手段を、また子ども達の活動時間の確保、生徒指導、学校の教育活動の充実等考えなければならない。

保護者への影響

保護者の組織も統合となるので合同会議を積極的に開くなど統合が円滑に進むための仕組みを考える必要がある。

地域への影響

地域にとってはシンボルでもあった学校がなくなることが一番の影響である。統合後は「子ども会」などの地元の組織が大きくなるので地域の連携（交流事業）をより密にする必要がある。文化的・組織的なコミュニティが最小限守られていくことを意識することが必要である。

7 . 富 津 市 学 校 統 廃 合 総 合 計 画

これからの小・中学校のあり方を考える中で、これまで議論されてきたものをまとめ、富津市の適正規模、適正配置についてどうあるべきかを計画として示す必要がある。学校の統廃合を考える中では、市内小・中学校の全てをすぐに統廃合するのではなく、児童・生徒数の推移を見ながら短期的、中期的、長期的な展望に立ち計画を進めていく必要がある。

例えば小学校では

- ・短期的には、複式学級のある学校。
- ・中期的には、近い将来複式学級の発生が見込まれる学校。
- ・長期的には、短期、中期の取組結果をしっかりと分析し、さらに富津市の人口等も考慮した中で、適正規模、適正配置を維持できるような統廃合。

適正規模が決まれば自ずと適正配置の姿が見えてくるものと思われる。しかし基本は、「子ども達にとってどうあるべきか」であり、「地域の総意」で決定していくべきものと思われるので一律的に決定するのは控えるべきである。

具体的に学校名を挙げることは控えるが、本懇談会で議論され今回提言された適正規模、適正配置及び付帯事項を十分検討していただきこれからの富津市の学校教育全体について市としての意見をまとめ、速やかに公表することが望ましい。

8 . 付 帯 事 項

議論を進めていく中で委員からいろいろな意見が出された。
ここではそれらを付帯事項としてまとめた。

・ 通学手段

学校が統合されれば当然のこととして通学距離が延びることになる。適正配置の項で小学校では概ね「8キロメートル程度」、中学校で概ね「15キロメートル程度」を通学距離としたが、従来より通学距離が延びることになるため、「安全」「安心」を確保する手段として「スクールバス」の確保、「安全マップ」の作成、「歩道」の整備等を考慮しなければならない。

また、中学校での部活動は成長期の生徒にとり重要であるにもかかわらず、バスの時間によって左右されることも予想されるので登下校時の十分な運行回数を確保する必要がある。

・ 特別支援教育について

近年、話し言葉には発達の遅れはないが、コミュニケーションや社会性に問題があるなど、いわゆる発達障害の疑いのある子ども達が増えているようである。

このような子ども達一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うことが必要である。公立義務教育諸学校の学級

編制及び教職員定数の標準に関する法律によると、特別支援学級では1学級あたり8人が標準（言語・難聴は10人）と規定されている。

一定以上の規模を有する学校では、特別支援学級も複数学級が設置される可能性が高まり、複数の教師の連携により、より一層子どもの理解が図られ、子ども達一人ひとりのニーズにあった教育が実現しやすくなると考えられる。

・少子化対策について

少子化は、富津市だけの問題ではなく全国的な問題である。教育的な見地から学校を統合するというのは許されるにしても、少子化だから、子どもが少なくなったからと、対症療法的な統廃合では、最後は行き詰まってしまう。根本的な解決のためには市の施策として少子化対策のための事業に積極的に取り組み問題を解決しなければならない。

・教育の特色化

児童・生徒の減少は教育だけの問題ではなく市政に関することで、人口増加策が重要だ。教育における対応策としては、「教育そのものを特色にする」「自然との共生や食育、生産体験等の教育を特色にする」などの魅力ある学校づくりのために「教育の特色化」も視野に入れて欲しい。

・職員配置

小学校については学級数は各学年1学級以上（複式が避けられる規模）とするが、それに満たない学校の統廃合までの経過措置として、職員の配置を柔軟にすることで主要科目等を単学級で学習できるようなことも国・県に要望するなどして欲しい。

・施設整備との整合

現在、学校施設設備の安全性が問題になり全国的に「耐震化」が進められている。しかし、統廃合が予想されると「耐震化」が中止になったり、「耐震化」で費用をかけたから統合を見送るなどということがあってはいけない。いつ来るかわからない自然災害に備えるためにも「耐震化」は必要である。そのために早急に耐震診断の必要な学校に実施し、構造耐震指標（I s 値）を公表して欲しい。

耐震診断を実施した結果、当該建物の耐震性能が極めて低いと認められた場合、可能な範囲で統廃合との整合性をとり「有限」な財源を効率よく投資することが必要である。

・小中一貫校

小中一貫とは、小学校（前期初等教育）、中学校（後期初等教育）の課程を調整することにより一貫性を持った体系的な教育方式のことである。小中一貫教育を検討するののも一つの手段として考えられるのではないかと思われる。しかし何の為の手段か、学校の特色化の一つなのか、統廃合を考えるときに一緒に考えるのか、一貫校ならば適正規模はどうあるべきなのかなど、充分検討されなければならない。

9 . 既存校舎、跡地

統合されたらこれで終了ではなく学校の統廃合により、廃校となった学校の校舎・跡地について地域を過疎化させない為に活用・利用方法を考えなければならない。地域の特性と意向を尊重し、市の財政事情も考慮し、十分な議論を展開し有効利用を考えて欲しい。

問題点として例えば、

国庫補助金の返還問題

起債の一括償還の問題

用地の借り入れ問題

校舎の取り壊し問題

維持補修費の問題 等々

が挙げられると思うが、財政面での負担増も予想されることから十分な議論を必要とする。しかし、大事なことは既存校舎、跡地を有効活用することにより「地域の活性化」が図れるようにすることである。

環南小学校の跡地利用問題については、民間を始め何案かが示されているようだが、地元の意向を十分に把握した中で、地域にとってどうあるべきかを検討し有効活用を図るべきである。

おわりに

本懇談会は、富津市小中学校の在り方について、14名(20年度は13名)の委員の皆様から色々な意見を出していただき「富津市小中学校統廃合等に関する提言書」をまとめさせていただきました。

議論の中で一番のポイントは、子ども達にとってより良い教育環境とはどうあるべきなのかであり、常にこのことを念頭に置き議論を進めましたが、型どおりにはいかない難しい問題であることを認識させられました。

試行錯誤する中で提言書を取りまとめられるか不安でしたが、幸いに、適正規模、適正配置の基本的な合意を得ました。また、統廃合を進める中で是非とも考えておかなければならないと思われることは付帯事項として記載させていただくことで調整させていただきました。

今後、富津市として学校の統廃合を検討する中で「富津市小中学校統廃合等に関する提言書」を参考にいただき、富津市の将来を担う子ども達の教育環境の充実を念頭に置き計画策定、統廃合等を検討していただきたいと思います。

富津市小中学校統廃合等検討懇談会

19年度会長 佐久間 勇

20年度会長 茂木 比呂志

平成 19 年 3 月 29 日

教委告示第 1 号

(設置)

第 1 条 児童・生徒数の減少に応じた学校の適正規模、適正配置等について検討するため、富津市小中学校統廃合等検討懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、小中学校統廃合等に関する事項について調査検討し、教育委員会に提言する。

(組織等)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3 名以内
- (2) 区長 3 名以内
- (3) 保護者 4 名以内
- (4) 小中学校長 2 名以内
- (5) 公募者 3 名以内

2 委員の任期は、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

3 第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定により身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者が、当該身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇談会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇談会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会の設置)

第 6 条 懇談会は、所掌事務に関する調査検討のため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員（以下「部会委員」という。）は、会長が会議に諮って選任する。

3 部会に部会長を置き、部会委員の互選によってこれを定める。

4 部会は、部会長が招集し、部会長がその会議の議長となる。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成19年度

職名等	氏名
公募代表	佐久間 勇
公募代表	小原 生代
PTA連絡協議会	○茂木比呂志
PTA連絡協議会	白井 勝己
PTA連絡協議会	山本 照夫
PTA連絡協議会	黒川 正孝
市議会議員	○永井庄一郎
市議会議員	長谷川 剛
市議会議員	大野 裕二
区 長	白石 良造
区 長	大神田 勝
区 長	川名 清一
小学校長	斉藤二三夫
中学校長	石井 光一

平成20年度

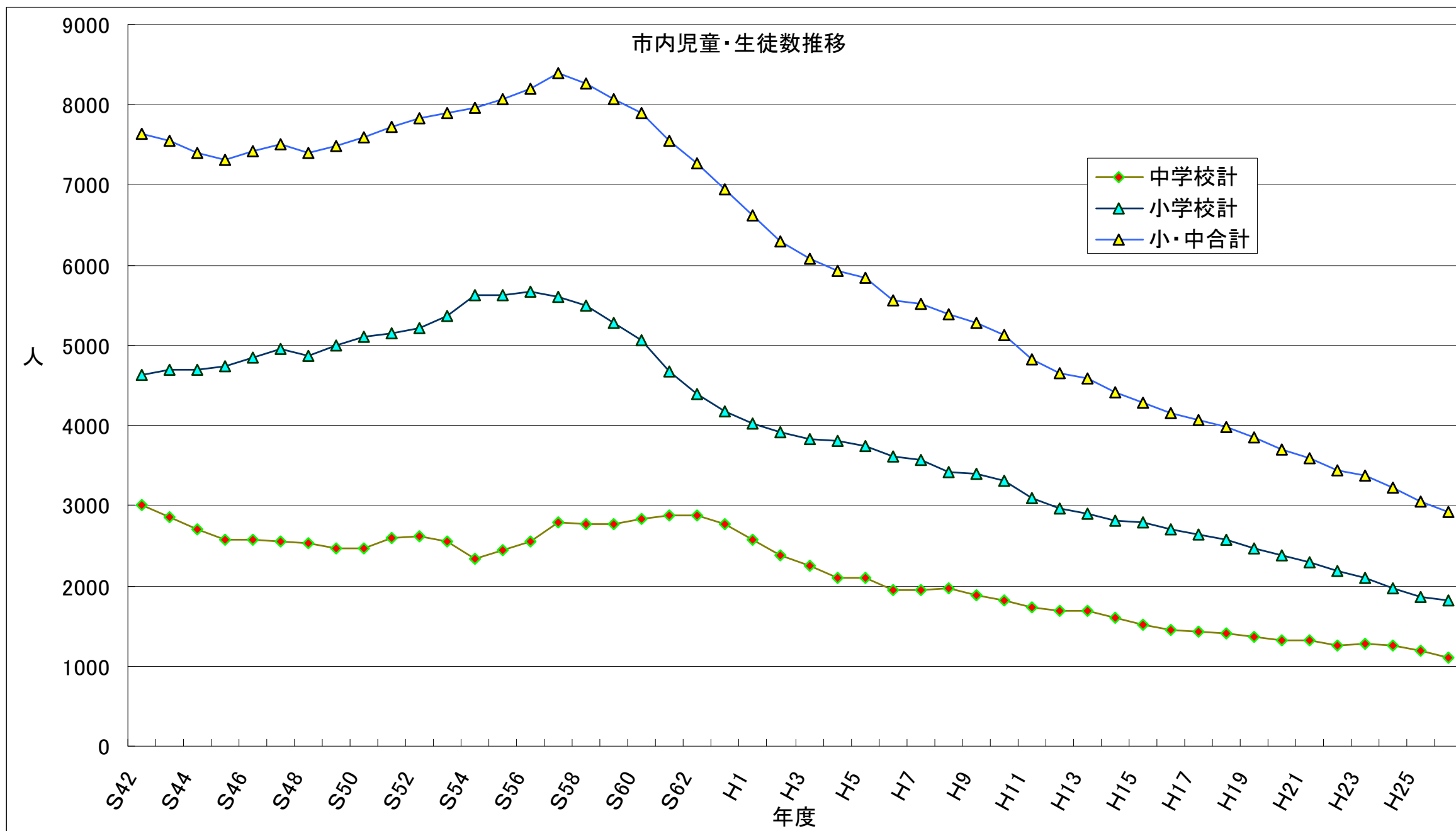
職名等	氏名
公募代表	小原 生代
PTA連絡協議会	茂木比呂志
PTA連絡協議会	白井 勝己
PTA連絡協議会	山本 照夫
PTA連絡協議会	黒川 正孝
市議会議員	高梨 良勝
市議会議員	佐久間 勇
市議会議員	松原 和江
区 長	白石 良造
区 長	大神田 勝
区 長	諸岡 善蔵
小学校長	斉藤二三夫
中学校長	石井 光一

(敬称略)

会 長

○副会長

- 平成19年4月 各代表委員の選出依頼
- 平成19年6月 市広報にて公募委員の募集（6月20日締切り）
- 平成19年6月下旬 2名の公募委員決定（14名の委員に決定）
- 平成19年7月9日 第1回富津市小中学校統廃合等検討懇談会開催
- ・会長、副会長の選任
 - ・報告事項
 - ・小・中学校統廃合の考え方
 - ・配布資料の説明
 - ・意見交換
 - ・その他
- 平成19年8月6日 第2回富津市小中学校統廃合等検討懇談会開催
- ・前回郵送資料の説明
 - ・具体的課題の検討（適正規模）
 - ・その他
- 平成19年9月28日 第3回富津市小中学校統廃合等検討懇談会開催
- ・具体的課題の検討（適正配置）
 - ・その他
- 平成19年11月9日 第4回富津市小中学校統廃合等検討懇談会開催
- ・通学距離について
 - ・その他
- 平成20年1月31日 第5回富津市小中学校統廃合等検討懇談会開催
- ・提言書について
 - ・その他
- 平成20年2月26日 第6回富津市小中学校統廃合等検討懇談会開催
- ・提言書について
 - ・その他
- 平成20年3月21日 第7回富津市小中学校統廃合等検討懇談会開催
- ・提言書について（付帯事項）
 - ・その他
- 平成20年6月13日 第8回富津市小中学校統廃合等検討懇談会開催
- ・提言書について（既存校舎、跡地について）
 - ・その他
- 平成20年7月23日 第9回富津市小中学校統廃合等検討懇談会開催
- ・提言書につて
 - ・その他



資料V

児童・生徒数の今後の見込み

(5月1日調査 H21以降は見込み)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小学校計	2385	2291	2184	2089	1966	1871	1808
中学校計	1319	1310	1265	1282	1248	1188	1103
小・中合計	3704	3601	3449	3371	3214	3059	2911

